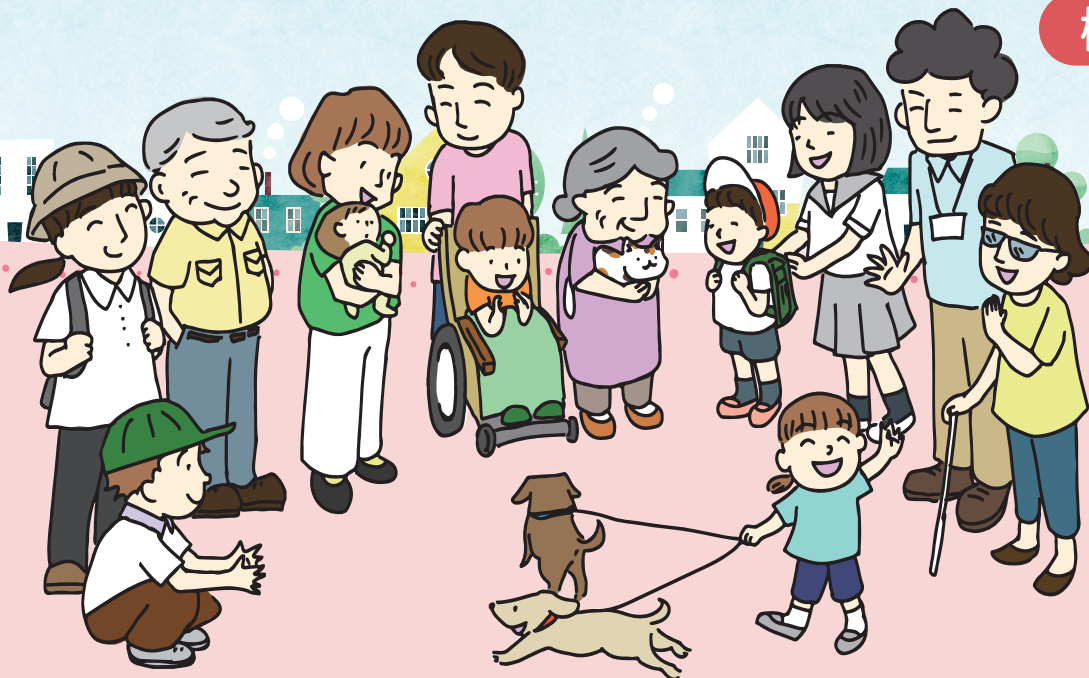


第4期 御船町地域福祉計画・ 御船町自殺対策推進計画

第3期 御船町社会福祉協議会地域福祉活動計画

概要版

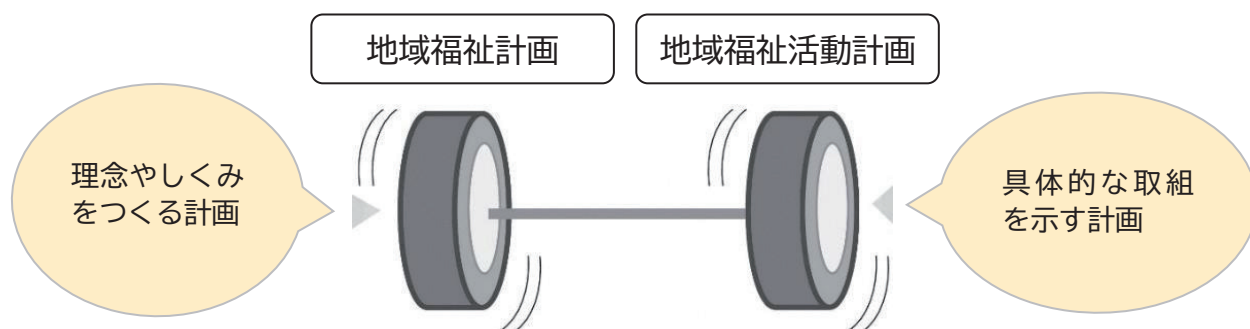


「地域福祉計画」とは、誰もが住み慣れた地域で、安心していきいきと暮らしていけるように、地域福祉を推進していくための理念や総合的な方向性を示す行政計画です。本町では、この計画に「自殺対策推進計画」、「成年後見制度利用促進基本計画」を包含して策定しています。

また、社会福祉協議会の策定する「地域福祉活動計画」とは、民間の立場から、住民や福祉活動を行う者、事業者などが相互に協力して地域福祉の推進に取り組むための具体的な事項を定めた活動計画です。

この2つの計画が地域福祉の両輪となり、より一層暮らしやすい地域社会の実現が図られるよう、一体的な計画として策定します。

計画期間は、令和6（2024）年度から令和10（2028）年度までの5年間です。



この計画では、住民、地域、各種団体、行政等の全ての主体が、基本理念を意識し、共有していくことにより、誰もが地域でつながり、全ての住民が安心して暮らせる、お互いさまの地域の実現を目指します。

【基本理念】

みんなで支え合い 健康で安心のある暮らし

基本理念の実現に向けて、4つの基本目標を設定し計画を推進していきます。

基本目標1 “お互いさま”で支え合う地域づくり	1 地域福祉の意識向上 2 地域における交流の促進 3 地域福祉の担い手の育成・参加促進 4 福祉をつなぐネットワークの強化
基本目標2 適切な相談・福祉サービスにつながる仕組みづくり	1 情報提供と相談体制の強化 2 福祉サービスの充実や体制の強化
基本目標3 誰もが安全・安心に暮らせる環境づくり	1 地域防災力の強化 2 普段からの見守りと防犯活動 3 誰もが暮らしやすい環境整備
基本目標4 生きることの包括的な支援体制づくり (自殺対策推進計画)	1 地域における支援体制の強化 2 自殺対策を支える人材の育成 3 住民への啓発と周知 4 生きることの促進要因への支援

<主な数値目標>

項 目	現状値 (R5)	目標値 (R10)
地域福祉について『関心がある』と答えた住民の割合	56.3%	67%
『孤独を感じたことがあるか』について、「常に・しばしば感じる」と「時々感じる」と答えた住民の合計の割合	16.4%	13.0%
『地域の行事・活動などに参加しているか』について、「参加している」と答えた住民の割合	51.7%	62%
成年後見制度の認知度について、『知っている』（「名前も内容も知っている」と「名前だけ知っている」の合計）と答えた住民の割合	61%	71%
くらしの相談窓口における新規相談件数	166 件	200 件
地域の中にある町指定の災害時避難所の場所について「知っている」と答えた住民の割合	75.3%	86%
「今の場所にずっと住みたい」と答えた住民の割合	61.1%	72%
地域の支え合い活動である「見守りネットワーク事業」に取り組む行政区数	56 区	60 区
自殺死亡率（人口10万人当たりの自殺者数）	23.5	19.0 以下

計画を推進するためにはそれぞれの主体が役割をもって取り組んでいくことが重要となります。

基本目標 1 “お互いさま”で支え合う地域づくり

少子高齢化が進む中で地域を維持していくためには、住民同士の支え合いが必要不可欠です。住民がお互いに支え合いながら地域の課題を地域の中で解決できる「地域力」を高める取組を推進し、持続可能な地域づくりを目指します。

【町・社会福祉協議会の取り組みの方向性】

1 地域福祉の意識向上	● 情報を積極的に発信し、福祉に対する住民の関心を深め、福祉意識の醸成及び地域活動への参加につながるよう周知・啓発に努めます。 ● 学校教育や社会教育、地域活動をはじめ、様々な機会を通じて継続的な福祉教育・学習を推進します。
2 地域における交流の促進	● スポーツ・文化活動・子育てサークル活動等、住民の相互交流、世代間交流が促進される地域づくりを進めます。 ● 身近な地域において孤立することなく安心して生活することができるよう、地域の居場所づくりに取り組みます。
3 地域福祉の担い手の育成・参加促進	● 住民に参加のきっかけを提供し、ボランティア人材の育成を行います。 ● ボランティア活動や地域活動において中心となって推進するリーダー格の育成や活動支援を行います。 ● 関係機関と連携し、福祉の現場を支える専門的人材の養成・確保に努めます。
4 福祉をつなぐネットワークの強化	● 地域福祉ネットワークの構築に取り組みます。 ● 民生委員・児童委員や社会福祉協議会との連携強化に努めます。 ● 包括的で切れ目のない支援体制の構築・強化を図ります。 ● 社会福祉法人の本旨として実施される公益的活動を支援します。

地域や住民に期待されること

- 自ら福祉に関心を持ち、支え合いの活動へ積極的に参加する
- 隣近所の人とあいさつを交わしたり、声をかけるなど顔の見えるつきあいに努める
- ボランティア養成講座などへの積極的な参加
- 民生委員・児童委員の活動への理解・協力

福祉関係団体に期待されること

- 専門性を活かした福祉教育の推進
- 活動内容などを地域への積極的な情報発信
- 得意分野や専門性を活かした地域福祉活動への参加
- 活動団体同士の交流や連携



基本目標 2

適切な相談・福祉サービスにつながる仕組みづくり

地域の中で困難を抱えている人が、それぞれの状況や困りごとに応じて適切な支援・サービスにつながるよう、包括的な相談支援体制や情報提供体制を整備していきます。また、孤独死やダブルケア、8050 問題といった公的支援の狭間にあるために支援が行き届かない場合にも対応できるよう、分野横断的な取り組みを進めます。

【町・社会福祉協議会の取り組みの方向性】

1 情報提供と相談体制の強化	● 必要とする人に適切な情報が行き届くよう、対象者に応じた情報提供の手段を検討するなど、地域や関係機関に対する適切な情報提供を行います。 ● 町全体の支援機関が相互に連携し、本人や世帯に寄り添い、伴走支援する包括的な相談支援を行います。
2 福祉サービスの充実や体制の強化	● 支援を必要とする人が必要なサービスを適切に受けられる体制を整備します。 ● 成年後見制度の周知や虐待防止対策など、住民の権利を守る取り組みを推進します。

地域や住民に期待されること

- 悩み事は一人で抱え込まず、周囲に相談する
- 地域の課題について、地域全体で取り組むための体制づくり
- 地域の気掛かりな人への声かけや関係機関等への相談
- 様々な人が集える場づくり

福祉関係団体に期待されること

- 地域生活課題の解決に向けた、専門機関同士の連携
- 適切な福祉サービス・情報の提供
- DVや高齢者、障がいのある人、児童への虐待に対する地域での見守りの強化



基本目標3 誰もが安全・安心に暮らせる環境づくり

地域が一体となった災害時の支援体制を構築するとともに、地域の見守り等による防災・防犯活動を推進します。また、全ての町民が安全・安心かつ快適に生活できる住環境づくりを推進するとともに、隣近所での声かけ等により、地域での支え合い、助け合い等も含めた、移動手段の確保に努めます。

【町・社会福祉協議会の取り組みの方向性】

1 地域防災力の強化	● 平時から地域で協力して避難支援体制や連絡体制を整えます。 ● 災害発生時や緊急時の支援体制の強化を図ります。
2 普段からの見守りと防犯活動	● 多くの地域資源が関わる形での見守り体制の構築を図ります。 ● 地域ぐるみの防犯・交通安全活動を進めます。
3 誰もが暮らしやすい環境整備	● 道路や公共施設など地域の環境のバリアフリー化を図り、ユニバーサルデザインのまちづくりを推進します。 ● 移動手段を確保し、社会参加を促進します。

地域や住民に期待されること

- 「自らの命は自ら守る」という意識を持ち、防災訓練へ積極的に参加する
- 備蓄や非常用持出袋の準備
- 防災・見守りマップづくり
- 老人クラブ等の活動を活発化させることによる地域の安心・安全体制の構築
- 障がい者用駐車スペースに駐車しない、点字ブロック上に物を置かないなど全ての人が利用しやすい生活環境づくり

福祉関係団体に期待されること

- 災害時に円滑な活動ができるよう、関係機関等との連携・情報共有
- 地域の見守り活動や必要な支援につなぐ体制への協力
- ユニバーサルデザインやバリアフリーの考えに基づいた施設等の整備
- 対象者の特性に合わせた合理的配慮の提供



基本目標4

生きることの包括的な支援体制づくり（自殺対策推進計画）

地域住民を含め、関係機関が相互に連携・協力して自殺対策に取り組むことで一人ひとりの大切ないのちをみんなで支え合い、「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現」を目指します。

【町・社会福祉協議会の取り組みの方向性】

1 地域における支援体制の強化	● 自殺対策に特化したネットワークの強化だけでなく、他の目的で地域に展開されているネットワークと自殺対策との連携の強化等に取り組みます。 ● 支援を必要とする人が適切な窓口・支援につながるよう相談体制の充実を図ります。 ● 生きづらさを抱えた人や孤立のリスクを抱える人が地域とつながり、また適切な支援につながるような居場所づくりを推進します。
2 自殺対策を支える人材の育成	● 住民が気軽に相談できる環境づくりに努めるとともに、窓口等での対応能力の向上に努めます。 ● 自殺の危機を示すサインに気づき、適切な対応等ができるゲートキーパーの養成を行います。
3 住民への啓発と周知	● 関係機関と連携した情報発信に努めます。 ● 様々な機会をとらえて、自殺対策への理解を深めることができるような啓発活動を行います。
4 生きることの促進要因への支援	● 子どもや高齢者、子育て世代等に対し、いきいきと安心して地域生活ができるよう支援を行います。 ● SOSを出しやすい環境づくりや自らのSOSに気づく心の育成のため、幅広い世代に自己肯定感を高める取り組みや健康教育を行い、心のケアの重要性を周知します。

地域や住民に期待されること

- 心の健康に関心を持つ
- 自分に合った運動や健康チェックの実行
- 声かけやつながができるように普段から住民交流の機会を確保する
- 困難を抱えた方に対する接し方の学習
- 思いやりの気持ちでの見守り
- 相談窓口等の地域の人や家族での共有

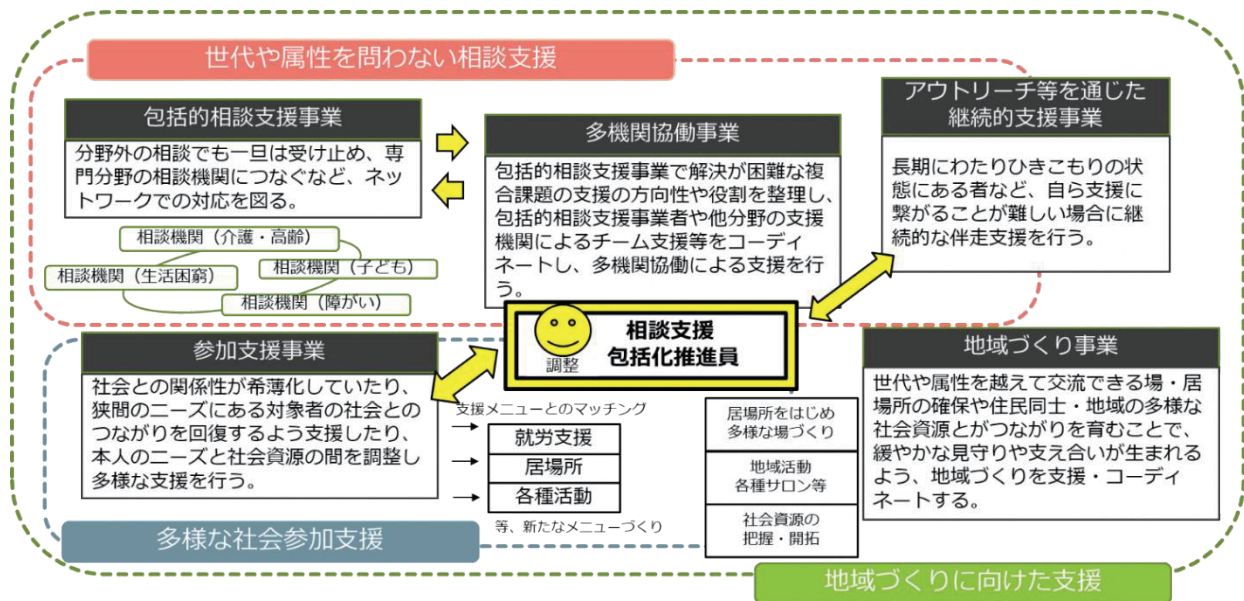
福祉関係団体に期待されること

- 地域住民が交流、参加できる機会の創出
- ゲートキーパー養成講座への協力
- 自殺予防週間や自殺対策強化月間に合わせた取り組みによる自殺対策の気運の醸成
- 利用者や職員への周知啓発
- メンタルヘルスについて学ぶ機会づくりの推進や企業等への働きかけ



地域共生社会を実現するため、御船町では、既存の相談支援体制等の取り組みを活用しつつ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するために、相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に実施する事業を実施していきます。

◆御船町の地域共生社会づくり（重層的支援体制整備事業）



地域共生社会とは、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共に創っていく社会のことです。

御船町成年後見制度利用促進基本計画は、住民の権利擁護を推進するための計画です。

◆成年後見制度とは

認知症、知的障がい、精神障がいなどの理由で物事を判断する能力が十分でない人が、財産管理や日常生活での契約などを行うときに、判断することが難しく不利益を被らないよう権利を守る援助者（成年後見人等）を選び、法律的に支援する制度です。

成年後見制度には、「法定後見制度」と「任意後見制度」の2種類があります。

◆現状と課題

- 制度の利用者数は増加傾向にあるものの、町民アンケートによると制度の認知度に関して決して高いとは言えない状況にあります。
- 相談対応職員のスキルアップや、専門職の助言を受けられる体制強化が求められます。

＜成年後見制度の認知度＞ 令和5年度町民意識調査より



◆今後の取組

- ①広報・啓発の強化
- ②相談機能の充実・強化
- ③成年後見制度の利用促進
- ④報酬助成等の成年後見制度利用支援事業の活用
- ⑤担い手の確保



「ひとりで決めることがしんどい人へ」
その人らしい暮らしをいっしょにつくる



出典：「成年後見はやわかり」
<https://guardianship.mhlw.go.jp>

計 画 の 推 進

本計画を円滑に推進するためには、地域住民、関係団体・関係機関、社会福祉協議会、行政がそれぞれの役割を果たしながら協働していくことが重要となります。

(1) 住 民	(2) 地 域
住民一人ひとりが、地域福祉に対する意識を高め、地域社会を担う一員であるという自覚を持つことが役割として求められています。 身近なところから心がけ、地域活動への参加など主体的に地域福祉の活動に加わることが求められています。	地域や民生委員・児童委員、ボランティア・NPO団体など地域活動を行う各種団体が連携し、公的サービスのみでは対応が難しい地域の問題に積極的に対応していく役割が求められています。 また、サービス事業者は、利用者の意見や要望を聞き、より良いサービスが提供できるよう反映するほか、各サービス事業者が情報を共有します。
(3) 行 政	(4) 社 会 福 祉 協 議 会
住民、ボランティア・各関係機関や団体の役割を踏まえながら、相互に連携や協力を図り、地域福祉活動を促進させるための支援を行います。 また、保健・医療・福祉の関係各課のほか、教育分野、建設分野などの庁内関係各課との連携を強化し、総合的に地域福祉を推進していきます。	地域福祉の推進を図る中核として、計画推進にあたっては住民や各種団体と協働するとともに、行政との調整役としての役割を担っています。 そのため、今後、本計画の施策の充実を図り、必要に応じて見直し、計画を着実に推進します。



第4期御船町地域福祉計画・御船町自殺対策推進計画・
第3期御船町社会福祉協議会地域福祉活動計画【概要版】
令和6年3月

発行：御船町・御船町社会福祉協議会

御船町 福祉課 熊本県上益城郡御船町御船 995-1 TEL:096-282-1342/FAX:096-282-1171
御船町 健康づくり保険課 熊本県上益城郡御船町御船 995-1 TEL:096-282-1602/FAX:096-282-7708
社会福祉法人御船町社会福祉協議会 熊本県上益城郡御船町御船 1001-1 TEL:096-282-0785/FAX:096-282-7895

計画の詳細は町のホームページをご覧ください